



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年1月17日金曜日 第71号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....（医療対策課）.....22

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課、障がい福祉課）.....22

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）.....23

保安林の施業要件を変更する件に係る掲示（3件）.....（森林整備課）.....24

保安林の指定の解除.....（"）.....25

土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）.....25

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）.....25

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）.....25

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）.....25

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）.....25

告 示

○愛媛県告示第35号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認 定 の 有効期限
市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	大 洲 市	令和5年1月10日まで

○愛媛県告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
こころの森しらいしクリニック	四国中央市三島中央4丁目10番16号	医療法人雄愛会	精神通院医療	令和2年1月1日
ひいらぎこどもクリニック	松山市別府町442番地1	医療法人雙冬会	精神通院医療	令和元年12月1日
いずみ薬局高岡店	松山市高岡町428-2	有限会社イーズ	精神通院医療（薬局）	令和2年1月1日
あすなる薬局持田店	松山市此花町7番33号TMCビル1階	株式会社アイネ	精神通院医療（薬局）	令和元年12月1日
宇摩調剤薬局	四国中央市中之庄町1684番地の7	有限会社エンジェルファミリー	精神通院医療（薬局）	令和2年1月1日

○愛媛県告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
宇摩調剤薬局	四国中央市中之庄町1684番地の7	有限会社エンジェルファミリー	薬局（育成医療・更生医療）	令和2年1月1日

○愛媛県告示第38号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フジ高岡店	松山市高岡町432番地1	大規模小売店舗の名称	Z Y高岡店	フジ高岡店	平成24年 3月1日	令和2年 1月6日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ 株式会社メディコ・ 二十一 豊田 結花	株式会社フジ 豊田 結花	平成21年 6月30日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第39号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変 更 する 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フジ高岡店	松山市高岡町432番地1	駐車場の位置	2箇所	3箇所	令和2年 2月1日	令和2年 1月6日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所	4箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第40号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年10月農林水産省告示第1162号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows list various locations in Ehime Prefecture and their respective owners.

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第41号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年10月農林水産省告示第1162号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows list locations in Ehime Prefecture and their respective owners.

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鬼北町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第42号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成31年2月農林水産省告示第304号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新居浜市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows list locations in Shikoku and their respective owners.

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第43号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

松山市勝岡町乙4番2(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第44号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年1月17日

愛媛県東予地方局長 馬越史朗

○愛媛県告示第45号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年1月17日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	大野史雄	東温市志津川1510番地

○愛媛県告示第46号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-26)第17428号	平成26年12月16日	(株)エコ・アシスト	安岡利通	松山市千舟町4-3-2	令和元年12月4日	電気工事業	建設業の廃止
(般-1)第17360号	令和元年7月24日	水栄建設工業	塩見達朗	伊予郡砥部町高尾田984-6	令和元年12月13日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業、塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-27)第17553号	平成27年8月5日	(株)五印吉岡工業	吉岡伸也	松山市森松町688-10	令和元年12月20日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第47号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年1月17日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建(開)第41号 令和2年1月10日	東温市北方字川上甲2259番5、甲2259番9、甲2263番3、甲2264番1、甲2264番2、甲2264番4、甲2264番5、甲2264番8、甲2264番9、甲2264番10、甲2264番9地先水路	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴エム・シー

○愛媛県告示第48号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年1月17日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第13629号	平成29年1月11日	浪下建設(有)	浪下 勝利	西宇和郡伊方町九町1-2041-3	令和元年12月2日	管工事業 塗装工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第16550号	令和元年8月27日	養越工務店	養越 忠幸	宇和島市三間町大内68	令和元年12月5日	建築工事業	建設業の廃止
(般-27)第5374号	平成27年7月16日	青野建設	青野 昌昭	大洲市平野町野田2704-1	令和元年12月25日	建築工事業	建設業の廃止